平成２３年（フ）第１８４０号
東京都大田区大森東２丁目１―18―301
債務者　弓野　清子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４５号
東京都葛飾区青戸８丁目３－８―202
債務者　新井　英治
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４号
横浜市鶴見区矢向１丁目18番２―103号
債務者　山口　　徹
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５２号
神奈川県大和市深見西２丁目６番５号　シャトー弥生Ｆ―202
債務者　遠藤美奈子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３号
北海道帯広市西17条南１丁目13番４号　ハイツ17・５号
債務者　平賀　和枝
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第７号
栃木県大田原市若松町１番31号　長尾アパート２号
債務者　川島　一男
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１２１号
東京都日野市百草345番地ガーデンビュー石神Ｆ―203
債務者　小板橋克己
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３１号
東京都福生市牛浜151番地ハイツ福生202号室
債務者　堀越　時雄
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３０号
神奈川県座間市栗原中央４丁目15番10号　座間栗原寮
債務者　三田　洋久
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１２３号
東京都武蔵村山市本町４丁目29番地の５ハタノハイツ103号
債務者　加藤　英人
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１号
栃木県下都賀郡野木町大字友沼5005番地１
債務者　石川　利幸
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第８１０号
川崎市川崎区浜町２丁目10番11号　原田荘201、申立時の住所川崎市川崎区浅田１丁目５番８号
債務者　堀　　義朗
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９６５号
川崎市多摩区南生田２丁目19番15号　南生田グリーンハイツ102
債務者　齊藤　忠夫
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
川崎市麻生区黒川821番地１　京王若葉台グループ寮
債務者　江本なつき
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９１９号
岡山県玉野市奥玉２丁目12番31号
債務者　中山　克美（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部